

舗装道路補修業務委託

(工種表・単価表)

平成15年度

種別	項目	工事番号	工種	単位	構成比	単価	検収単位	摘要
		-	合計額	-	1			
路面補修工		1	舗装路面補修工 レミファルト材	袋	0.024		1	舗装路面 穴補修 レミファルト材
アスファルト舗装	局部の打換	2	舗装打換工(1層)・人力	m ²	0.028		0.1	取壊し・運搬・処分含む 3~5cm 1層 カッター 密粒
		3	舗装打換工(1層)・機械	m ²	0.017		0.1	取壊し・運搬・処分含む 3~5cm 1層 カッター 密粒
		4	舗装打換工(2層)・人力	m ²	0.052		0.1	取壊し・運搬・処分含む 3~5cm カッター 密粒・粗粒
		5	舗装打換工(2層)・機械	m ²	0.026		0.1	取壊し・運搬・処分含む 3~5cm カッター 密粒・粗粒
		6	アスファルト舗装工・人力	m ²	0.01		0.1	開粒度アスコン t=30~50
		7	アスファルト舗装工・機械	m ²	0.006		0.1	開粒度アスコン t=30~50
		8	路盤工 t=100	m ²	0.006		0.1	RC-40
		9	路盤工 t=150	m ²	0.007		0.1	RC-40
	表面の処理	10	表面処理工(A)・人力	m ²	0.011		0.1	t=30以下
		11	表面処理工(A)・機械	m ²	0.006		0.1	t=30以下
		12	表面処理工(B)・人力	m ²	0.012		0.1	t=40~50
		13	表面処理工(B)・機械	m ²	0.007		0.1	t=40~50
	欠損部補修	14	ポットホール処理	t	0.347		0.01	
	その他	15	舗装切削工	m	0.004		0.1	t=150以下
		16	アスファルト舗装取壊・人力	m ²	0.026		0.1	
		17	アスファルト舗装取壊・機械	m ²	0.01		0.1	
		18	アスカーブ設置工	m	0.006		0.1	
		19	路肩整正	m ²	0.003		0.1	
		20	埋戻工	m ³	0.036		0.1	RC-40
		21	掘削工	m ³	0.016		0.1	
		22	残土処理工	m ³	0.016		0.1	
	雑工	23	雑工-1 昼間用	hr	0.03		0.1	
		24	雑工-1 夜間用	hr	0.048		0.1	20h~6h
		25	雑工-2 昼間用	hr	0.066		0.1	
		26	雑工-2 夜間用	hr	0.095		0.1	20h~6h
	安全管理 仮設工	27	交通整理員 昼間用	hr	0.007		0.1	
		28	交通整理員 夜間用	hr	0.008		0.1	20h~6h
		29	パトロール工 昼間用	箇所	0.027		1	状況報告要 バリケード等設置含む
		30	パトロール工 夜間用	箇所	0.03		1	状況報告要 バリケード等設置含む 20h~6h
		31	土のう工 小口並べ	袋	0.004		1	
		32	土のう工 小口並べ 木杭打ち	袋	0.005		1	
		33	区画線設置工 溶融式	m	0.003		0.1	w=15換算
		34	区画線設置工 ペイント式	m	0.001		0.1	w=15換算

単価は、消費税抜き

舗装道路補修業務委託実施要領

1. 委託期間
契約の日から『平成16年2月27日』または、『総支払い限度額に達した日』までとする。
2. 委託地域
四日市市（~~日永~~・~~瑞浪~~・~~河原田~~・~~内部~~）地区の業務を委託するものとする。
3. 契約方法
入札参加業者により工種合計額を競争入札する。
構成比にて各工種単価を決定し、この価格により落札業者と契約する。
ただし、円未満切り捨てとする。
4. 契約書等
舗装道路補修業務委託契約書
5. 実施方法
 - 1) 業務指示は、業務指示書（様式2）により実施する。尚、指示期間を超過した場合の指示は取消しとする。
 - 2) 受託者は、関係法令を遵守すること。法令に基づき所要の手続きを得ること。又、手続きに要する費用は業務完了届時に領収書（原本）を添付することにより、精算時に精算するものとする。
 - 3) 実施にあたっては別紙手順書を遵守する。
6. 確認及び検査
監督員は業務完了届（様式3）に基づき現地確認をする。
道路整備課長の命じた者が検査をする。
7. 支払
 - 1) 業務指示1件1現場当たり限度額 40万円未満
 - 2) 総支払い限度額（1契約）1000万円。ただし、現場都合により20%の上限を許容とする。
 - 3) 業務実績報告書（兼請求明細書）（様式1）に基づき支払う。ただし、総括報告書の合計額については千円止めとし、その額に消費税相当額（5%）を乗じて支払うものとする。